

一般社団法人 奈良県産業廃棄物協会
【 青 年 部 規 約 】

(目的)

第1条 本協会の青年部の組織及び運営は、本規約の定めるところによる。

(名称)

第2条 本青年部は、一般社団法人 奈良県産業廃棄物協会青年部と称する。

(会員の資格)

- 第3条 (1) 青年部の会員は、本協会の正会員である事業所の経営者及びその経営にたずさわる後継者であって、年齢が50才までの青年男女とする。
- (2) 青年部特別会員は、本協会の正会員である事業所の経営者及びその経営にたずさわる後継者であって、年齢が51才以上の青年男女とする。

(入部及び特別会員としての更新)

- 第4条 (1) 青年部会員又は青年部特別会員の何れかの資格を有する者は、入部申込書に必要事項を記入し、青年部部长に提出した後、役員協議のうえ承認を得て入会することができる。
- (2) 第3条第1項の基準を満たさなくなった者は、第5条の手続きを取らないかぎりにおいて任意に青年部特別会員として更新されるものとする。

(退部)

第5条 会員はその30日前までに退部届に必要事項を記入し、これを部長に提出することにより任意に退部することができる。

(事業)

- 第6条 青年部は、経験・知識・情報の交流と相互の親睦を図るために、次の事業を行う。
- (1) 産業廃棄物処理業界に関連する国内外の状況の把握並びに経営及び技術に関する新知識の習得とその向上に資するための各種の講習会、研修会の開催。
- (2) 会員相互の親睦を図るための会合の開催。
- (3) 協会の事業に対する協力。
- (4) その他。

(役員)

第7条 役員とその定数は、次の通りとする。

- (1) 部長 1名
(2) 副部長 1名
(3) 監事 1名
(4) 会計 1名

(役員任期)

第8条 役員任期は2年とする。但し再任を妨げない。
補充のために選任された役員任期は現任者の残存期間とする。

第9条 役員は青年部会において選任する。

(役員職務)

- 第10条 (1) 部長は青年部を代表し会務を総括する。
(2) 副部長は会長を補佐し必要に応じて会長の職務を代行する。
(3) 監事は、会計を監査しその結果を青年部に報告する。

(支部、委員会)

第11条 必要により支部、委員会を置くことができる。

(青年部会)

- 第12条 (1) 青年部会は、通常部会と臨時部会とする。
(2) 通常青年部会は、毎年事業年度終了後2カ月以内に、臨時青年部会は必要に応じて部長が招集する。

(議決)

- 第13条 青年部会、支部会及び委員会の議決は出席会員の過半数の賛成をもって決定する。但し、可否同数の場合は、議長がこれを決する。

(会計)

- 第14条 (1) 青年部はその事業を行うため、会費を徴収することができる。
(2) 前項の会費の額、その徴収の時期及び方法その他必要な事項は青年部会において定める。

(事業年度)

- 第15条 事業年度は毎年4月1日より始まり翌年の3月31日に終わるものとする。

(その他)

- 第16条 この規約に定めのない事項であって緊急かつ必要な事項は、青年部会において決する。

【 庶 務 規 定 】

【 慶 弔 】

第1条 部会員は本規定に定める給付を受くべき者ある場合は遅滞なく青年部へ届けるものとする。

第2条 部会員に対する結婚及び出産祝いを下記の如く定める。

1. 結婚祝 10,000円 相当の品
2. 出産祝 5,000円 相当の品

第3条 部会員に対する弔慰金及び供花を次の如く定める。

1. 部会員の死亡 10,000円及び供花1対
2. 部会員の配偶者の死亡 5,000円及び供花1対
3. 部会員の父母の死亡 5,000円及び供花1対

第4条 部会員以外への個人に関する弔慰金及び供花は、役員協議の上必要と認めた場合は第3条を参考にして行い、その後青年部会に報告する。

第5条 災害、障害見舞金は会員にして1カ月以上臥床せる場合、第4条と同様の手続きを経て、見舞金を給付するものとする。

第6条 制限年齢に達した部会員に限り役員協議のうえ記念品を贈呈するものとする。

【 沿 革 】

平成 5年11月26日 設立総会 於 めんどや(明日香村)

平成20年 3月 7日 臨時部会 於 協会会議室

第3条・4条・5条・7条・10条変更 及び庶務規定を制定